

# 尼崎市教育振興基本計画

尼崎市教育委員会

## 目 次

1. 策定にあたって	1
2. 基本方針	2
3. 努力目標	2
4. 対象範囲（取組施策）と計画期間	4
1 生涯学習（総合計画 施策2【生涯学習】） 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	5
2 学校教育（総合計画 施策3【学校教育】） 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち	7
3 子ども・子育て支援（総合計画 施策4【子ども・子育て支援】） 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	9
4 人権尊重（総合計画 施策5【人権文化】） 人権文化の息づくまち	11
5 地域の歴史（総合計画 施策17【地域の歴史】） 歴史遺産を守り活かすまち	13
<参考>	
まちづくり基本計画における施策の概要	15
施策体系表	17

# 1. 策定にあたって

平成20年7月、政府は、教育基本法（平成18年法律第120号）に示した理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき教育振興基本計画を策定しました。

また、平成25年度から29年度までの5年間の第2期とする教育振興基本計画を、平成25年6月14日付けで閣議決定しています

なお、同法では、地方公共団体においても、国の計画を参酌し、地域の実情に応じて教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

これまで尼崎市教育委員会では、教育の基本方針として、「人間尊重の精神に徹し、明るい社会をつくり出す、心豊かなたくましい人間の育成をめざす」を定め、さらに以下の5つの努力目標を掲げ、学校教育、社会教育の全ての分野において人間性をはぐくむ教育の展開を図ってまいりました。

1. ひとりひとりを大切にする
2. 自ら学び続ける力を伸ばす
3. 自立とともに生きる自覚を高める
4. 健やかな体を育てる
5. 豊かな心を養う

そのような中、本市では、平成25年4月から、長期を展望した将来の「ありたいまち」の姿を示す「まちづくり構想(10年間)」と、それを実現させるための施策ごとの取組方向を示した「まちづくり基本計画(前期・後期の各5年間)」を一体とした、あらたな尼崎市総合計画をスタートさせました。

同総合計画は、毎年度、「施策評価」と「市民意識調査」により「振り返り」を行い、施策の展開方向の確認を行うとともに、新規事業の立案や既存事業の改廃等の見直しに反映していくこととしています。

また、同総合計画には、本市における教育の振興に関する施策についての基本的な方向性及び講ずべき施策などが定められており、教育基本法が求める地域の実情に応じた「教育振興基本計画」の内容を包括しています。

以上のことから、総合計画における教育委員会所管分野を、本市における「教育振興基本計画」と位置づけることといたします。

今後は、教育の基本方針と5つの努力目標を達成するため、「教育振興基本計画」と位置づけた各施策に基づいて、学校教育、社会教育各分野における取組みを進めていくことといたします。

平成25年12月

尼崎市教育委員会

## 2. 基本方針

～人間尊重の精神に徹し 明るい社会をつくり出す心豊かなたくましい人間の育成をめざす～

わたしたちのまち尼崎は、近世まで京都と瀬戸内海を結ぶ交易の中心地として繁栄し、幾多の歴史の舞台となり、貴重な文化を育んできました。近代以後は、阪神工業地帯の中核都市として我が国の発展を支えてきた、古い歴史と現代に生きる活力を兼ね備えた誇りうるまちです。

今後とも国際化・少子高齢化・情報化が進む社会に対応しながら、快適な生活環境のもとで、文化と産業が調和し生き生きとした魅力あるまちづくりが望まれています。

まちづくりの基本は人づくりです。

そのためには、次のような資質や能力を持つ人間の育成に努めることが必要です。

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| ○ 生きがいのある暮らしを築く | 体力と意志 |
| ○ 明るい社会を支える     | 自立と調和 |
| ○ 豊かな文化を育てる     | 知性と情操 |

これらの資質を持つ人間の行動の基礎には、自己を律する主体性や変化に対応できる柔軟性ととも、生涯学び続ける意欲がなければならず、これらの資質を育てる社会の基盤には、人間尊重の精神が流れていなければなりません。

このような人間の育成を進めるに当たっては、学校・家庭・地域が密接な連携を保ちながら、それぞれの果たす役割を踏まえ、それぞれの教育機能を高め、学習環境を整えることが大切です。

市民の皆さんの大きな期待に応えるためにも、教育にかかわる者すべてが、たえず研究と修養を重ね、使命感や実践的指導力などその資質の向上に努め、信念と情熱をもって責務を果たしていかなければなりません。

## 3. 努力目標

基本方針に掲げた人間の育成をめざすなかで、次の努力目標を設定して、学校教育・社会教育を推進します。

### ひとりひとりを大切にする

今、いじめ等により自ら命を落とす事象や、他者を傷つける事象が後を絶たず、大きな社会問題となっていますが、ひとりひとりの人間は、かけがえのない存在であり、その尊厳を重んじ、命を大切にすることは教育の基盤です。

また、今なお基本的人権にかかわる様々な偏見や差別が存在していることを認識し、人権教育や啓発活動を通じてその解消に努めることは、民主的な社会の確立に欠くことのできない基本です。

ひとりひとりの個性・能力を正しく理解し、その伸長を図り、いついかなるときでも人間尊重の精神に徹した行動のできる人間の育成に努めるとともに、震災の教訓に学び、学校生活はもとより、生涯にわたって健康で安全な生活を送ることができる能力・態度・習慣を、あらゆる教育活動を通して培うことが大切です。

## 自ら学び続ける力を伸ばす

社会の変化に主体的に対応し、生涯を意欲的に生き抜くためには、ひとりひとりの人間が、それぞれの発達段階に応じた目標や希望を持ち、たゆみない努力を続けることが大切です。

このためには、生きるための基礎となる力を確実に身につけさせるとともに、自ら学び続ける意欲を高める必要があります。

## 自立しともに生きる自覚を高める

社会の急激な変化は、価値観の多様化などのさまざまな社会の様相を生みだし、安易に他に依存する風潮は自立心を失わせ、また、自己中心的な風潮は、人間相互の愛情や連帯感を乏しくさせています。

心豊かに結ばれた明るい社会を築くためには、尼崎に生活する人びとが、公共の精神を尊び、強い意志と自主性を身につけ、自立しともに生きるという自覚を持つことが必要です。

また、家族・郷土・国を愛し、国際理解を深め、互いに人格を尊重し合える人間の育成をめざして努力するとともに、学校・家庭・地域の連携を密接にしなければなりません。

## 健やかな体を育てる

生涯を豊かに生き抜くことができる健やかな体や強い心は、人間のめざす理想を実現するための原動力であり、幸福な生活を築くための基礎でもあります。

日々の暮らしの中で、健やかな体の基礎を育成し、スポーツ活動などを通して体力づくりを進め、強い心を養うとともに、望ましい人間関係を結ぶことができるよう、努めなければなりません。

## 豊かな心を養う

魅力ある住みよいまちをつくり豊かな文化を育てることは、今日の尼崎市民の持つ強い願いです。美へのあこがれを育て豊かな情緒を養うことは、この願いに応えるために欠くことのできないものです。そのためには、自然を大切に、美しくうるおいのある環境を保全するとともに、貴重な文化遺産を継承し、優れた市民文化をつくり出す幅広い文化活動の推進が必要です。

## 4. 対象範囲（取組施策）と計画期間

総合計画のまちづくり基本計画に記載された施策のうち、教育委員会が所管し推進する次の5施策とその展開方向が尼崎市における「教育振興基本計画」となります。

- 1 生涯学習（総合計画 施策2【生涯学習】）  
生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち
- 2 学校教育（総合計画 施策3【学校教育】）  
教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち
- 3 子ども・子育て支援（総合計画 施策4【子ども・子育て支援】）  
健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち
- 4 人権尊重（総合計画 施策5【人権尊重】）  
人権文化の息づくまち
- 5 地域の歴史（総合計画 施策17【地域の歴史】）  
歴史遺産を守り活かすまち

また、計画期間は、総合計画のまちづくり基本計画と同様に平成25年度から29年度とし、まちづくり基本計画と合わせて見直しを行います。

# 1 生涯学習（総合計画 施策2【生涯学習】）

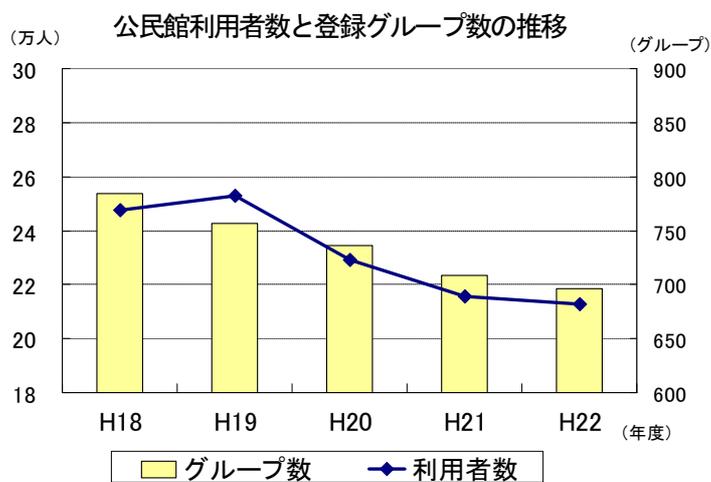
## 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち

市民が生涯を通して学習に取り組み、学習と交流を通じて生きがいを感じることができる環境を整えるとともに、その学習の成果をまちづくりにつなげていける人材をはぐくむまちをめざします。

また、子どもから高齢者まで、市民の誰もがスポーツに関心を持ち、“気軽に・いつでも・どこでも、安全に”スポーツに取り組み、健康な生活を営むことができるまちをめざします。

### 1. 施策を考える背景

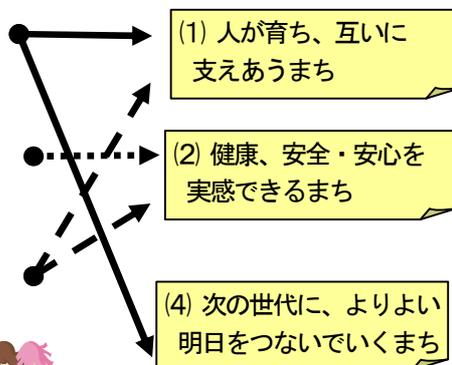
- 心の豊かさや生きがいを求める意識が高まるなか、生涯学習やスポーツ活動に対する市民の参加意向が強まっており、多様化・高度化するニーズに応じた学習やスポーツの機会を提供するとともに、市民の主体的な学習や活動に対する支援を充実していく必要があります。
- 少子化・高齢化や情報化の進展、就業意識の変化、価値観の多様化といった社会環境の変化を踏まえた学習・活動機会の充実を図るため、文化施設や高等教育機関、民間教育事業者等との連携が求められています。
- 地域が抱える多様な課題を解決し、地域を活性化していくためには、市民一人ひとりが生きがいを持ち、その知識や能力をまちづくり活動の中で発揮していただくことが大切です。
- 生活習慣病や介護の予防という観点からも市民



の健康維持は重要な課題であり、すべての市民が生涯にわたって気軽に運動やスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組める環境づくりが求められています。

### 2. 施策の展開方向

- 市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。
- 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。
- 生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>①生涯を通じて、自ら学習に取り組み、自己の能力や生活の向上を図ります。</p> <p>②学習の成果や習得した知識を地域の中で活かすために、ボランティア活動等を行います。</p> <p>③学習活動の活性化に向け、市民学習グループ間で交流や連携に努めます。</p> <p>④事業者は、学習やスポーツに関する情報・機会を提供し、キャリア形成を支援するなど、地域活動への参加や社会貢献に努めます。</p> <p>⑤健康を意識しながら、積極的にスポーツ活動に取り組み、生きがい・健康・コミュニケーションづくり等を行います。</p>
	<p>■生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成の推進 (⇔①②③④)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な学習機会の提供と情報発信による市民参加の促進、関係機関との連携による社会教育施設の有効活用等に取り組みます。</li> <li>・市民・ボランティアとの協働と学習グループ等の活動支援に取り組みます。</li> <li>・学習の成果を発表する機会やボランティア活動ができる機会の充実、学習の成果を地域づくりに活かせるようなしくみづくりに取り組みます。</li> <li>・学習と交流を通じたリーダーの発掘・ボランティアの養成等を通じ、市民主体の活動を支える人材育成等に取り組みます。</li> </ul> <p>■運動やスポーツによる市民の健康づくり (⇔⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の生活リズムに合わせて気軽にスポーツやレクリエーションに参加できる環境づくりや、情報提供等に取り組みます。</li> </ul> <p>■市民の生きがいづくりや交流の推進 (⇔①③⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史や文化等の地域資源を活用した学習の拡充に取り組みます。</li> <li>・誰もが生涯にわたって自由に学び、それぞれがかかわりあいを持ちながら、互いに高めあうことができるしくみづくりに取り組みます。</li> </ul>
行政	

### 4. 進捗状況を測る主な指標

指 標	説 明	策定時の値	方向性
公民館の利用者数	・ 公民館の1年間の利用者数から、自主的、自発的な学習活動に対する市民等の関心の度合いを測る指標です。6公民館の機能強化を図り、社会教育の発展をめざします。	466,844 [人] (平成22年度)	↑
健康を意識した運動やスポーツを心がけている市民の割合	・ 健康のために意識的に運動やスポーツをしている人の割合から、市民の健康に対する関心の度合いを測る指標です。市民意識調査における、健康の維持・増進のために意識的に身体を動かす習慣のある市民の割合の10%増をめざします。	63.7[%]	↑
地域活動の中で、生涯学習の成果が活かしていると感じる市民の割合	・ 市民意識調査において、「生涯学習に取り組んでいる」かつ「その成果をボランティア活動等を通して地域づくりに活かしている」と回答した市民の割合です。	5.9[%]	↑

分野別計画等 → 子どもの読書活動推進計画 (H18年度～)、生涯スポーツ振興計画 (H22～31年度)、協働のまちづくりの基本方向 (H19年度～)、次世代育成支援対策推進行動計画 (H22～26年度)

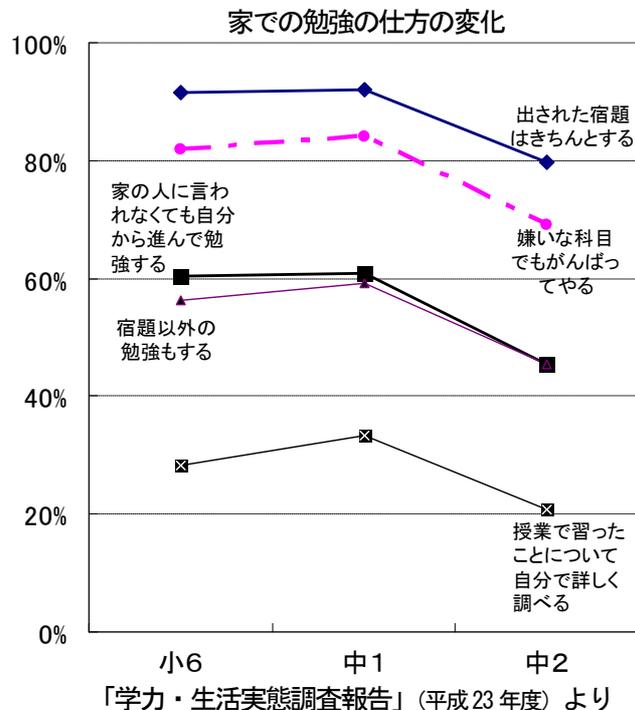
## 2 学校教育（総合計画 施策3【学校教育】）

# 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち

子どもの生きる力をはぐくむために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざす学校教育を展開するとともに、家庭・地域・学校が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境が充実したまちをめざします。

### 1. 施策を考える背景

- まちづくり計画策定のためのアンケート調査の結果（平成23年3月）等でも、より一層の学力向上に対するニーズがある一方、中学校の進学とともに学習意欲が低下する傾向が見られることから、学習意欲の向上と確かな学力の定着に向けた取組が必要です。
- 子どもの体力の低下が指摘されており、基本となる食生活や生活習慣の確立・改善に取り組む必要があります。
- 社会環境やライフスタイルが急速に変化するなか、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力の低下が社会的な課題となっており、豊かな人間性や社会性、規範意識の育成が求められています。
- 不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消を図るためには、子どもを取り巻く環境を整備することが必要です。
- 高度経済成長期の急激な人口増加等に対応して建設した学校施設が多く、それらは現在の耐震基準を満たしていないことから、その耐震性の確保を図るとともに老朽化している施設の改善が必要です。
- 全国的に、子どもが被害者となるような自然災害や事件・事故が発生しており、地域や学校の安全・安心を確保することが課題です。
- 子どもを健やかに育てていくためには、地域全体での取組が必要不可欠であり、家庭や地域との協力・信頼のもとで、活力に満ちた学校づくりに取り組むことが重要です。



### 2. 施策の展開方向

- 確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。
  - 子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。
  - 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。
- (1) 人が育ち、互いに支えあうまち
  - (2) 健康、安全・安心を実感できるまち
  - (4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>①子どもの学習や成長に関心を持ち、職場体験や総合的な学習の時間等に協力するとともに、さまざまな体験をする機会をつくります。</p> <p>②子どもが健やかに育つ地域環境を整え、必要に応じた対応を行います。</p> <p>③子どもとのコミュニケーションを深め、子どもに基本的な食生活・生活習慣が身に付くように努めます。</p> <p>④安全・安心な地域の中で、子どもが成長していけるように、防犯や交通安全に向けた見守り活動等を実施します。</p> <p>⑤子どもを対象とした地域の行事や活動を行うとともに、PTA活動や学校行事に参加するなど、地域全体で子どもと積極的にかかわりを持ちます。</p>
行政	<p>■教育・学習内容の充実 (⇔①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭との連携による家庭学習の習慣化、子どもの自発性や能力を引き出す教職員の指導力向上、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育等に取り組みます。</li> <li>・子どもが地域社会の一員としての役割を果たすために必要な知識や価値観を身に付ける取組の充実、家庭・地域、企業、団体等との連携による勤労観・職業観をはぐくむ学習活動の展開、地域資源を活用した学習活動の充実、正しい防災知識を身に付けるための防災教育の充実に取り組みます。</li> </ul> <p>■心のケア・心の教育の充実 (⇔②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・命の尊さを理解し、思いやりの心をはぐくむ道德教育・体験的学習の充実に取り組みます。</li> <li>・人権意識や規範意識をはぐくむとともに、家庭・地域との連携促進及び関係機関・専門家との協働体制の強化により、子どもや保護者が気軽に相談できる体制の整備と、いじめや不登校等の未然防止に取り組みます。</li> </ul> <p>■子どもの健康な体づくり (⇔③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校体育の充実や食育の推進等により、子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、基本的な食生活・生活習慣が身に付くよう取り組みます。</li> <li>・地域で遊び、運動できる環境づくりを支援します。</li> </ul> <p>■安全な教育環境の確保 (⇔④)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心な教育の場として地域住民の避難場所でもある学校施設の耐震化等に取り組むとともに、保護者や地域、関係機関と連携した子どもの安全確保を図ります。</li> </ul> <p>■家庭・地域・学校の連携推進 (⇔⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員制度や学校評価の充実とともに、学校支援ボランティアの参画等を通じて、学校と家庭、地域が連携した、信頼される開かれた学校づくりを推進します。</li> <li>・家庭・地域・学校等の連携協力による多様な学習や体験等の機会の創出を推進します。</li> </ul>

### 4. 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
学力調査における平均正答率の全国との比較(各教科の差)	・学力調査での平均正答率の全国との比較から、子どもの学力の状況を測る指標です。本市の子どもの学力を全国平均まで引き上げることをめざします。	小6 Δ0.3~Δ7.0 中1 +1.6~Δ2.8 中2 Δ0.6~Δ4.5 [未定] (平成23年度)	↑
小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	・小学校5・6年、中学生が受ける8種類の新体力テストの平均得点から、子どもの体力・運動能力の現状を測る指標です。80点満点における全体平均得点の向上を目標に、当面は兵庫県平均値までの引き上げをめざします。	45.2[点] (平成23年度)	↑
学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	・市民意識調査において、学校支援ボランティアの参画等を通して学校の教育活動に「かかわりを持っている」と回答した市民の割合です。	23.9[%]	↑

#### 分野別計画等

→ 学校施設耐震化推進計画 (H18~27年度)、児童生徒の学力向上&学校活性化推進プラン (H19年度~)、次世代育成支援対策推進行動計画 (H22~26年度)、食育推進計画 (H22~26年度)

### 3 子ども・子育て支援（総合計画 施策4【子ども・子育て支援】）

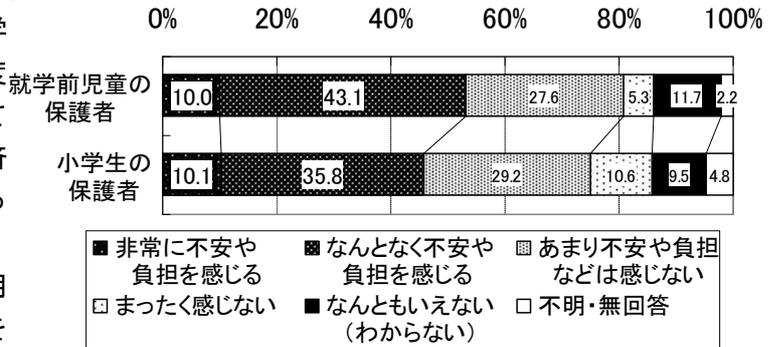
## 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち

子どもが健やかに育つ上で重要な家庭における子育て力を高めるとともに、地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支え、また、子どもの主体的な学びや行動を支えることによって、子ども一人ひとりが大切にされ、健やかに育つ社会をめざします。

### 1. 施策を考える背景

- 次世代育成支援に関するニーズ調査によれば、子育てに対する不安や負担を感じている就学前児童・小学生の保護者がそれぞれ半数程度おり、また、子育ての悩みとしては、「子育てがうまくできているか」「子育てにかかる経済的負担」「子どもの教育に関すること」といった内容が多くなっています。
- 母親の就労希望や保育所・児童ホームの利用者が増加傾向にあり、就労形態の多様化等を背景に保育ニーズも多様化しています。
- 地域の大人と子ども、子育て家庭と地域がつながる機会の減少や、地域で子どもを育てる意識が弱くなっていること等から、子どものいる家庭と地域とを結び付けていくことが課題です。
- 日常生活において、子ども同士が互いに遊びや体験を通じて人間関係づくりを学ぶ機会や、地域活動等に参加する機会が減少しているため、子どもの育ちにとって重要な体験の機会を確保すること等が課題になっています。
- 本市の児童虐待の相談受付件数は阪神間他市に比べて多く、また、非行等子どもにかかわる問題も依然としてあり、これらを未然に防ぐための地域環境づくりが求められています。
- 子どもが健やかに育つためには、成長過程で子どもの人権が尊重されていることが重要です。この認識を基本に、上記の課題も踏まえ、「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定し、子どもの育ちを地域社会全体で支えるためのしくみを平成22年度から運用しています。この条例は、今の子どもが、社会の一員としてさまざまな責任を果たすことができる「大人」へと成長し、そして次の世代の子どもにかかわるといった長期的な視点に立つ「人づくり」を根底に置いているため、人材、制度、機関等の社会資源を活かすつなぐなどのしくみの運用については、持続的な取組が必要になります。

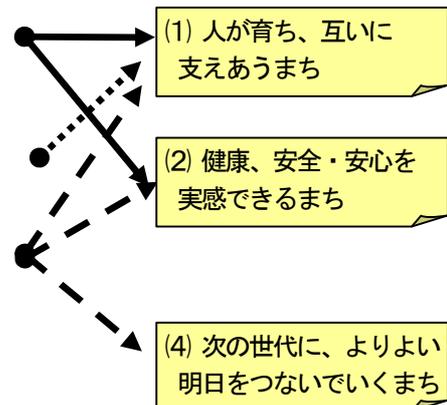
子育てに対する不安や負担感について



「次世代育成支援対策推進法に基づく尼崎市後期行動計画策定のためのニーズ調査結果報告書（平成21年3月）」より

### 2. 施策の展開方向

- 1 家庭における子育て力を高めます。
- 2 子どもの主体的な学びや行動を支えます。
- 3 地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>①保護者として、子育てについて自ら学び、子どもを育てる力を高めるとともに、子どもと向きあい、子どもが心身ともに安らぐような家庭づくりに努めます。</p> <p>②地域で子どもが安心して暮らせる環境をつくとともに、保護者の不安軽減等に向けて、子育てについての助言等を行うほか、交流の機会づくりに努めます。</p> <p>③保育所や子育て支援関連の施設では、多様な保育サービスや子育て支援サービス等の提供に努めます。</p> <p>④事業者は、従業員が家庭で子どもとのかかわりを深められるよう配慮に努め、また、子ども・子育て支援に取り組む地域活動への協力を努めます。</p> <p>⑤近所の子どもへの声掛け等を通じて、子どもに積極的にかかわります。</p> <p>⑥大人として子どもの人格を尊重し、成長に応じた思い・考えを聴くとともに、豊かな人間性、社会性等がはぐくまれるように、成長を支えます。</p> <p>⑦地域全体で非行化を防止するための社会生活上の環境整備に努めます。</p>
行政	<p>■家庭の子育て力の向上支援（⇔①②③⑥）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の子育て力が高まるための学びの機会づくりや、家族の協力の大切さについて意識啓発を行います。</li> <li>・子育てに関する情報収集と発信、保護者の情報交換等の機会づくり等により子育ての不安や負担感の軽減に努めます。</li> </ul> <p>■保育事業、放課後児童対策等による支援（⇔③）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービスの充実、保育所や児童ホームの定員増に努めるほか、法令に基づく各種の給付等により子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。</li> </ul> <p>■子どもの主体的な学びや行動への支援（⇔④⑤⑥）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の身近な場所に安心して集い、癒され、遊びや楽しみの中から学ぶことができる居場所づくりに取り組みます。</li> <li>・子どもの主体的な学びや行動にとって有益な情報の収集と発信等により、子ども自らが思い・考えを表現する場等の社会参加を促す機会づくりや、子どもの自主的な企画・運営による活動を支援します。</li> </ul> <p>■地域の子育て力の向上支援（⇔②④⑤⑥）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で子どもを育てるという意識を啓発し、地域と子育て家庭がつながるよう働きかけていきます。</li> <li>・子どもや子育て家庭を支援するための地域の主体的取組や活動を促進し、それにかかわる人材・グループの養成や、地域主体によるつながりづくりの支援等により、新たな社会資源づくりに取り組みます。</li> </ul> <p>■児童虐待の早期発見と非行化の防止に向けた地域環境づくり（⇔⑤⑥⑦）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待と子どもの育ちの問題について意識啓発を行い、地域での早期発見に向けた主体的な取組が進むように働きかけます。</li> <li>・関係機関と連携・協力し、子どもの健やかな成長を妨げる要因を取り除くための地域社会全体の意識の高揚や、事業者による主体的な取組への働きかけ等により、非行化防止に努めます。</li> </ul>

### 4. 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	・地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支えることができているかを見る指標です。市民意識調査において、「子育ての悩みや不安について身近に相談できる地域の環境がある」と回答した市民の割合で、この値が増えることで、子育て不安の解消、ひいては虐待の防止等にもつながると見ることができます。	48.5[%]	↑
青少年活動の団体数	・青少年センターにおける青少年グループ登録団体の数です。 ・この値が増えることは、子どもの主体的な活動やそれを支える活動が広がっていると見ることができます。	32[団体] (平成23年度)	↑
子育てに関する活動グループ数	・子育てサークル育成事業の登録グループの数です。 ・地域で活動する子育てグループの数が増えることは、地域で子どもの育ちを支える第一歩となると考えられます。	39 [グループ] (平成23年度)	↑

分野別計画等

次世代育成支援対策推進行動計画 (H22～26年度)

## 4 人権尊重（総合計画 施策5【人権尊重】）

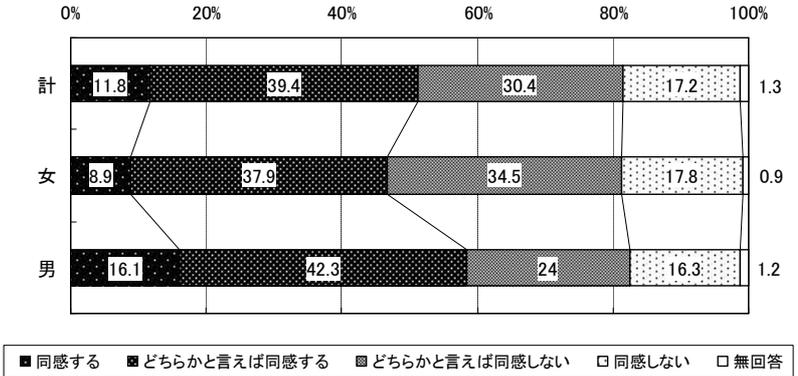
# 人権文化の息づくまち

すべての市民が自分らしく生き、本市のまちづくりに積極的なかわりを持ち、その個性と能力を十分に発揮できるよう、人権教育や啓発活動、国際理解の推進、男女共同参画社会づくりに取り組むとともに、市民がさまざまな人権問題に関する事例や普遍的な人権の概念等について学び、社会に主体的に参加・参画するまちをめざします。

## 1. 施策を考える背景

- ・人権とは、人間の尊厳に基づいて、年齢や性別、人種等に関係なく、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない権利であり、人間が人間らしく生きていくために欠かすことのできない普遍的な権利です。
- ・同和問題や外国人、女性、子ども、高齢者、障害のある人等に対する差別意識や偏見のない社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活の中で基本的人権を尊重する感性や人権感覚を身に付けていくことが必要となっています。
- ・インターネットによる人権侵害、社会的弱者やマイノリティへの差別等の新たな人権問題への対応が課題です。
- ・在住する外国人が安心して住めるよう、互いの生活や文化を理解・尊重し、ともに生きる社会を築くとともに、世界平和を願う意識をはぐくみ、多文化共生への取組をより一層進めることが課題です。
- ・男女が対等な立場で社会に参画する上での阻害要因となっている男女の固定的な性別役割分担意識や社会慣行の解消が課題です。

「男は仕事、女は家事・育児」という考え方への意識



「男女共同参画社会をめざした市民意識調査報告書（平成23年8月）」より

## 2. 施策の展開方向

- 1 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。
- 2 市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。
- 3 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。

(1) 人が育ち、互いに支えあうまち

(2) 健康、安全・安心を実感できるまち



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>①人権問題や多文化共生社会の実現、男女共同参画を自分自身の課題として受け止め、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、学習会や活動に自発的に参加・協力します。</p> <p>②地域活動への協力や積極的な参加を通じて、地域に根差した人権問題解決や男女共同参画社会づくりのための意見やアイデアを市に提言します。</p> <p>③日本人も外国人も、同じ地域社会を築く一員として、お互いに認めあい、理解を深めるとともに、世界平和を願い尊ぶ意識を醸成します。</p> <p>④男女が家庭や社会における役割を平等に果たし、また、男女がともに働きやすい環境をつくります。</p> <p>⑤事業者等においては、安全で働きやすい職場づくりを徹底し、仕事と生活の調和を推進していくとともに、従業員に対して人権教育を行うなど、ハラスメントの防止をはじめとする人権に配慮した行動を行います。</p>
行政	<p>■人権問題の啓発と人権教育の取組 (⇔①②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員や教職員の人権意識の高揚と人権感覚の涵養、人権についての学習環境の整備、市民の自主活動やリーダー育成支援等に取り組みます。</li> </ul> <p>■人権侵害の防止と被害者への支援 (⇔①②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域や関係機関との連携・協力、相談機能の充実、人権侵害事象の未然防止、児童虐待の防止等に取り組みます。</li> </ul> <p>■多文化共生社会の実現 (⇔③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な文化・伝統に対する理解の推進を図り、外国人等が生活しやすくなる諸条件の整備等に取り組みます。</li> <li>世界平和の尊さ・大切さに対する理解の推進等に取り組みます。</li> </ul> <p>■男女共同参画社会の実現 (⇔④⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発や支援事業の充実、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確立に向けた条件整備、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止等に取り組みます。</li> </ul>

### 4. 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	策定時の値	方向性
身近なところで人権問題が発生していると感じる市民の割合	・ 市民意識調査において、職場や地域等の身近なところで「人権問題がある」「人権問題の可能性がある」と回答した市民の割合です。	38.2[%]	↓
啓発事業への参加者数	・ 学習会や講演会、人権イベント等への市民の参加者数です。	107[人] (平成23年度)	↑
性別による固定的な役割分担に対する市民意識	・ 市民意識調査において、「『男性は仕事、女性は家事・育児』といった考えに同感しない」と回答した市民の割合です。	63.6[%]	↑

分野別計画等



人権教育・啓発推進基本計画（H22～31年度）、国際化基本方針（H6年度～）、第2次男女共同参画計画（H24～28年度）、配偶者等からの暴力対策基本計画（H24～28年度）

## 5 地域の歴史 (総合計画 施策17【地域の歴史】)

### 歴史遺産を守り活かすまち

市民共有の貴重な財産である文化財や歴史資料を調査・保存し、引き継いでいくとともに、これら地域資源の魅力を広く発信していくことにより、市民が、地域の歴史に関心を持ち、市内に現存している数多くの史跡・文化財に親しみながら、地域への理解を深め、愛着を持ち、誇りを感じることができるまちをめざします。

#### 1. 施策を考える背景

- 中世には港町、江戸時代には阪神間唯一の城下町、近代以降は産業都市として発展するなど、本市は弥生時代以来2000年以上にわたる豊かな歴史・文化があり、また、その歩みを今に伝える史跡や文化財を始め、各時代のさまざまな歴史資料、産業遺産等が残されていますが、これらは市内外に十分に知られているとはいえません。
- 文化財や歴史資料等の固有の地域資源をより良い形で将来につなぎ、活用していくためには、地域全体で保全活動等に取り組む必要があることから、地域の歴史に関する活動ができる環境や、子どもの頃から歴史を学ぶ機会を整えていくことが課題となっています。
- 地域資源を活かしたまちづくりを進めていくためには、多くの人が思いを持ってかかわる必要があることから、地域に対する誇りや愛着を醸成していくことが課題となっています。

指定・登録文化財数

区分	指定	登録	合計
国	10	10	20
県	11		11
市	40		40
合計	61	10	71

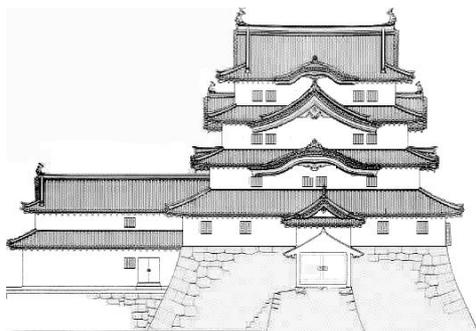
平成24年3月31日現在

#### 2. 施策の展開方向

- 文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。
- 地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。
- 住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりやすくしっかりと伝えていきます。

(1) 人が育ち、互いに  
支えあうまち

(3) 地域の資源を活かし、  
活力が生まれるまち



・ 尼崎城天守閣の立面図 (南面)

### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>①埋蔵文化財の保全や地域の歴史に関する調査に協力します。</p> <p>②地域ぐるみで史跡・文化財を守るとともに、観光資源として活用していきます。</p> <p>③積極的に地域の歴史や文化財に触れる催しに参加します。</p> <p>④地域の歴史に関心を持ち、数多くの史跡・文化財に触れる機会を通して、理解と愛着を深めます。</p> <p>⑤特に将来を担う子どもたちに地域の歴史等の魅力をしっかりと伝えていきます。</p>
行政	<p>■歴史遺産の保存と活用 (⇔①②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財の保全・調査、地域の歴史や文化財に関する調査研究・資料収集、調査研究成果の情報発信等に取り組みます。</li> <li>・史跡・文化財や歴史資料等の各種収集資料の保存・公開、観光資源としての活用等に取り組みます。</li> </ul> <p>■地域の歴史に関する学習機会の提供 (⇔③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が地域の歴史や文化財に触れる機会の提供（歴史講座・見学会・体験学習会の開催等）、歴史学習に関するボランティアの養成、市民グループ等との連携、市民が歴史を調べ学ぶことのできる拠点施設の整備等に取り組みます。</li> </ul> <p>■住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りを育てる (⇔④⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や社会教育施設、市民グループ等との連携による歴史・文化に触れる学習機会や場の拡充等に取り組みます。</li> </ul>

### 4. 進捗状況を測る主な指標

指 標	説 明	策定時の値	方向性
文化財や歴史に関するボランティアの活動者数	・文化財や歴史資料の保存活用及び歴史学習に関するボランティア活動に参加した1年間の延べ人数から、歴史や文化財に対する関心の度合いを測る指標です。関心を高め、地域への理解を深めるために参加者の増加をめざします。	2,098 [人] (平成23年度)	↗
主催事業の参加者数	・文化財施設で1年間に実施した事業の参加者数から、歴史や文化財に対する関心の度合いを測る指標です。歴史講座や体験学習会、展示会等を積極的に開催することにより市内外の人々や児童が身近に歴史や文化財に触れられる機会や場の拡充をめざします。	12,926 [人] (平成23年度)	↗
尼崎の歴史に関心を持っている市民の割合	・市民意識調査において、「尼崎の歴史に関心を持っている」と回答した市民の割合です。	56.0[%]	↗

分野別計画等 → 城内地区まちづくり基本指針 (H20年度～)

【参考】

【まちづくり基本計画における施策の概要】

	施策名称		施策の展開方向
1	【地域コミュニティ】 みんなの支えあい で地域が元気なまち	1-1	多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。
		1-2	子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。
		1-3	市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。
2	【生涯学習】 生涯を通して学び、 スポーツに親しめるまち	2-1	市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。
		2-2	健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。
		2-3	生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいつくりや地域での交流を促進していきます。
3	【学校教育】 教育の充実で子どもの 生きる力をはぐくむまち	3-1	確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。
		3-2	子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。
		3-3	地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。
4	【子ども・子育て支援】 健やかに子どもが育ち、 笑顔が輝くまち	4-1	家庭における子育て力を高めます。
		4-2	子どもの主体的な学びや行動を支えます。
		4-3	地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。
5	【人権尊重】 人権文化の息づくまち	5-1	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。
		5-2	市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。
		5-3	人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。
6	【地域福祉】 誰もが地域でその人らしく 暮らせる福祉のまち	6-1	小地域福祉活動を活発にします。
		6-2	地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。
		6-3	専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。
7	【高齢者支援】 高齢者が地域で安心して 暮らせるまち	7-1	元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。
		7-2	地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。
		7-3	積極的に地域とかわかることができるよう支援します。
8	【障害者支援】 障害のある人が地域で自立して 暮らせるまち	8-1	地域での在宅生活を支えます。
		8-2	適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。
		8-3	障害のある人の社会への参加を促進します。
9	【生活支援】 生活に課題を抱える人が安心して 暮らせるまち	9-1	支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。
		9-2	生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。
		9-3	生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。
10	【医療保険・年金】 医療保険で健康な生活を 支えあうまち	10-1	支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。
		10-2	生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。

	施策名称		施策の展開方向
11	【地域保健】 いきいきと健康に安心して暮らせるまち	11-1	ライフステージに応じた健康づくりを支援します。
		11-2	適切な医療体制の確保に努めます。
		11-3	健康危機管理体制の確立に取り組みます。
12	【消防・防災】 消防・防災体制が充実した安全・安心のまち	12-1	阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるように、市の防災体制を充実します。
		12-2	大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。
		12-3	地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。
13	【生活安全】 生活に身近な安心を実感できるまち	13-1	地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
		13-2	身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。
14	【就労支援】 能力を活かし、いきいきと働けるまち	14-1	企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。
		14-2	就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めています。
		14-3	多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。
15	【地域経済の活性化】 地域経済の活性化によるにぎわいのまち	15-1	地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます。
		15-2	環境と共生する持続可能な社会経済活動をめざして、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。
		15-3	地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。
16	【文化・交流】 人をひきつける魅力があふれるまち	16-1	地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。
		16-2	まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。
		16-3	地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。
17	【地域の歴史】 歴史遺産を守り活かすまち	17-1	文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。
		17-2	地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。
		17-3	住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりやすくしっかりと伝えていきます。
18	【環境保全・創造】 環境と共生する持続可能なまち	18-1	環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します。
		18-2	地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。
		18-3	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。
19	【住環境】 暮らしやすく快適な住環境を備えたまち	19-1	市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていただける環境づくりを進めます。
		19-2	快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。
20	【都市基盤】 安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち	20-1	都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。
		20-2	地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。

参考: 施策体系表 (H25年度 事業分)

まちづくり基本計画				構成する事務事業
施策名称	施策の展開方向	施策の展開方向に基づく取組み		
1 生涯学習 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	1 市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会にいかすことのできる人づくり・しくみづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な学習機会の提供と情報発信による市民参加の促進、関係機関との連携による社会教育施設の有効活用等に取り組む</li> <li>・市民・ボランティアとの協働と学習グループ等の活動支援に取り組む</li> <li>・学習の成果を発表する機会やボランティア活動ができる機会の充実、学習の成果を地域づくりにいかせるようしくみづくりに取り組む</li> <li>・学習と交流を通じたリーダーの発掘・ボランティアの養成等を通じ、市民主体の活動を支える人材育成等に取り組む</li> </ul>		視聴覚センター事業費 生涯学習推進事業費(社会教育総務費) 成人教育事業費 PTA連合会等補助金 阪神南地区社会教育委員協議会等負担金 家庭・地域教育推進事業費 生涯学習推進事業費(公民館費) 社会教育・地域力創生事業費 サッカーロボットプログラム講座事業費 学習情報・相談事業費 図書館行事事業費 としょかん英語学習応援事業費 図書等購入事業費 図書館サービス網関係事業費 資料整理事業費 北図書館指定管理者管理運営事業費 日本図書館協会等負担金 施設維持管理事業費(公民館費) 地域学習館関係事業費 施設維持管理事業費(図書館費) 施設整備事業費(公民館費) 施設整備事業費(図書館費)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の生活リズムに合わせて気軽にスポーツやレクリエーションに参加できる環境づくりや、情報提供等に取り組む</li> </ul>		「スポーツのまち尼崎」促進事業費 ふれあいスポーツ推進事業費 生涯スポーツ・レクリエーション事業費 市民スポーツ振興事業費 市民スポーツ大会事業費 学校開放事業費 学校プール開放事業費 地区体育館等指定管理者管理運営事業費 地区体育館等整備事業費 指定管理関係経費 地区体育館等施設運営事業費 体育協会等補助金 阪神南地区スポーツ推進委員会等負担金
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史や文化等の地域資源を活用した学習の拡充に取り組む</li> <li>・誰もが生涯にわたって自由に学び、それぞれが関わりあいを持ちながら、互いに高めあうことができるしくみづくりに取り組む</li> </ul>		生涯学習推進事業費(社会教育総務費)(再掲) 家庭・地域教育推進事業費(再掲) 市民参加・交流・連携推進事業費 生涯学習推進事業費(公民館費)(再掲) 障害者等サービス事業費 学校開放事業費(再掲)
2 学校教育 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち	1 確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指し、学校教育を充実する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭との連携による家庭学習の習慣化、子どもの自発性や能力を引き出す教職員の指導力向上、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育等に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育の充実</li> </ul>	市立幼稚園教育振興事業費 学校・園研究業務委託事業費 私立幼稚園教育振興助成金 私立幼稚園就園奨励補助金 教材費(幼稚園費) すこやか子育て支援事業費 施設維持管理事業費(幼稚園費) 園長会等負担金
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが地域社会の一員としての役割を果たすために必要な知識や価値観を身につける取組の充実、家庭・地域、企業、団体等との連携による勤労観・職業観を育む学習活動の展開、地域資源を活用した学習活動の充実、正しい防災知識を身につけるための防災教育の充実に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校教育の充実</li> </ul>	学校適正規模・適正配置推進事業費(事務局費) 学校適正規模・適正配置推進事業費(小学校建設費) 児童生徒文化充実支援事業費 学習習慣支援事業費 多文化共生支援員派遣事業費

まちづくり基本計画			構成する事務事業
施策名称	施策の展開方向	施策の展開方向に基づく取組み	
2 学校教育 教育の充実で 子どもの生きる 力をはぐくむ まち	1 確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指し、学校教育を充実する	<p>・家庭との連携による家庭学習の習慣化、子どもの自発性や能力を引き出す教職員の指導力向上、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育等に取り組む</p> <p>・子どもが地域社会の一員としての役割を果たすために必要な知識や価値観を身につける取組の充実、家庭・地域、企業、団体等との連携による勤労観・職業観を育む学習活動の展開、地域資源を活用した学習活動の充実、正しい防災知識を身につけるための防災教育の充実に取り組む</p>	<p>小学校体験活動事業費</p> <p>課外クラブ関係事業費</p> <p>トライやる・ウィーク推進事業費</p> <p>高等学校通学区再編に伴う進路対策事業費</p> <p>学力向上クリエイト事業費</p> <p>計算力向上事業費</p> <p>尼崎市学習到達度調査事業費</p> <p>特色ある教育推進事業費</p> <p>社会力育成モデル事業費</p> <p>学校情報通信ネットワークシステム関係事業費</p> <p>要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費</p> <p>準要保護児童給食費等扶助費</p> <p>小学校給食関係事業費</p> <p>給食調理業務委託関係事業費</p> <p>給食用備品購入等事業費</p> <p>中学校弁当推進事業費</p> <p>学校図書館運営事業費</p> <p>教材費(小学校管理費)</p> <p>教材費(中学校管理費)</p> <p>情報教育推進事業費(小学校管理費)</p> <p>情報教育推進事業費(中学校管理費)</p> <p>施設維持管理事業費(小学校管理費)</p> <p>施設維持管理事業費(中学校管理費)</p> <p>校長会等負担金(小学校管理費)</p> <p>校長会等負担金(中学校管理費)</p>
			<p>課外クラブ関係事業費(再掲)</p> <p>尼崎高等学校運動クラブ競技力向上事業費</p> <p>尼崎高等学校体育科野外活動等事業費</p> <p>尼崎高等学校特色づくり推進事業費</p> <p>キャリア教育推進事業費</p> <p>学校情報通信ネットワークシステム関係事業費(再掲)</p> <p>修学援助金交付金</p> <p>尼崎高等学校第2グラウンド送迎バス委託等事業費</p> <p>市立定時制高等学校特色づくり推進事業費</p> <p>市立定時制高等学校教育の推進事業費</p> <p>定時制高等学校等給食事業費</p> <p>教材費(全日制高等学校管理費)</p> <p>教材費(定時制高等学校管理費)</p> <p>情報教育推進事業費(全日制高等学校管理費)</p> <p>情報教育推進事業費(定時制高等学校管理費)</p> <p>施設維持管理事業費(全日制高等学校管理費)</p> <p>施設維持管理事業費(定時制高等学校管理費)</p> <p>校長会等負担金(全日制高等学校管理費)</p> <p>校長会等負担金(定時制高等学校管理費)</p>
			<p>特別支援教育推進事業費</p> <p>教材費(小学校管理費)(再掲)</p> <p>教材費(中学校管理費)(再掲)</p> <p>教材費(幼稚園費)(再掲)</p> <p>教材費(特別支援学校費)</p> <p>情報教育推進事業費(特別支援学校費)</p> <p>スクールバス運転業務委託等事業費</p> <p>施設維持管理事業費(特別支援学校費)</p> <p>校長会等負担金(特別支援学校費)</p>

まちづくり基本計画			構成する事務事業	
施策名称	施策の展開方向	施策の展開方向に基づく取組み		
2 学校教育 教育の充実で 子どもの生きる 力をはぐくむ まち	1 確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指し、学校教育を充実する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭との連携による家庭学習の習慣化、子どもの自発性や能力を引き出す教職員の指導力向上、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育等に取り組む</li> <li>・子どもが地域社会の一員としての役割を果たすために必要な知識や価値観を身につける取組の充実、家庭・地域、企業、団体等との連携による勤労観・職業観を育む学習活動の展開、地域資源を活用した学習活動の充実、正しい防災知識を身につけるための防災教育の充実に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上</li> </ul>	指導力向上等事業費
			教科研究会等負担金	
教職員研修事業費				
教職員法定研修事業費				
調査研究・教材開発事業費				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外</li> </ul>		教育情報収集・提供事業費		
		施設維持管理事業費(教育総合センター費)		
		全国教育研究所連盟等負担金		
		こころの教育推進事業費		
		心の教育相談事業費		
2 子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・命の尊さを理解し、思いやりの心をはぐくむ道徳教育・体験的学習の充実に取り組む</li> <li>・人権意識や規範意識をはぐくむとともに、家庭・地域との連携促進及び関係機関・専門家との協働体制の強化により、子どもや保護者が気軽に相談できる体制の整備と、いじめや不登校等の未然防止に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校体育の充実や食育の推進等により、子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、基本的な食生活・生活習慣が身に付くよう取り組む</li> <li>・地域で遊び、運動できる環境づくりを支援する</li> </ul>	不登校対策事業費	
			心の教育ボランティア配置事業費	
			尼崎高等学校運動クラブ競技力向上事業費(再掲)	
			学校保健関係事業費	
			児童生徒幼児健康診断事業費	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心な教育の場として地域住民の避難場所でもある学校施設の耐震化等に取り組むとともに、保護者や地域、関係機関と連携した子どもの安全確保を図る</li> </ul>	食育フェア開催事業費		
		学校体育関係事業費		
		学校施設玄関スロープ等整備事業費(小学校建設費)		
		学校施設玄関スロープ等整備事業費(中学校建設費)		
		特別支援学級教室整備事業費(中学校建設費)		
給食室整備事業費(小学校建設費)				
各種施設整備事業費(小学校建設費)				
各種施設整備事業費(中学校建設費)				
各種施設整備事業費(高等学校建設費)				
施設整備事業費(幼稚園費)				
学校施設耐震化事業費(小学校建設費)				
学校施設耐震化事業費(中学校建設費)				
学校施設耐震化事業費(幼稚園費)				
市立定時制高等学校教育の推進事業費(再掲)				
尼崎工業高等学校在校生対策事業費				
学校安全関係事業費				
学校環境衛生管理関係事業費				
学校災害見舞金				
日本スポーツ振興センター共済掛金等負担金				

まちづくり基本計画			構成する事務事業
施策名称	施策の展開方向	施策の展開方向に基づく取組み	
2 学校教育 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち	3 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員制度や学校評価の充実とともに、学校支援ボランティアの参画等を通じて、学校と家庭、地域が連携した、信頼される開かれた学校づくりを推進する</li> <li>・家庭・地域・学校の連携協力による多様な学習や体験等の機会の創出を推進する</li> </ul>	児童生徒文化充実支援事業費(再掲)
			学習習慣支援事業費(再掲)
			のびよ尼っ子健全育成事業費
			トライやる・ウィーク推進事業費(再掲)
			こころの教育推進事業費(再掲)
			学校図書館運営事業費(再掲)
			すこやか子育て支援事業費(再掲)
3 子ども・子育て支援 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	2 子どもの主體的な学びや行動を支える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの主體的な学びや行動にとって有益な情報の収集と発信等により、子ども自らが思い・考えを表現する場などの社会参加を促す機会づくりや、子どもの自主的な企画・運営による活動を支援する</li> </ul>	子ども・子育て支援制度関係事業費
			丹波少年自然の家事務組合負担金
4 人権尊重 人権文化の息づくまち	2 市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員や教職員の人権意識の高揚と人権感覚の涵養、人権についての学習環境の整備、市民の自主活動やリーダー育成支援等に取り組む</li> </ul>	人権啓発活動事業費
			人権啓発リーダー育成事業費
			人権・平和教育推進事業費
5 地域の歴史 歴史遺産を守り活かすまち	1 文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財の保全・調査、地域の歴史や文化財に関する調査研究・資料収集、調査研究成果の情報発信等に取り組む</li> <li>・史跡・文化財や歴史資料等の各種収集資料の保存・公開、観光資源としての活用等に取り組む</li> </ul>	文化財保護啓発事業費
			歴史資料保存公開事業費
			特別展事業費
			兵庫県博物館協会負担金
	2 地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が地域の歴史や文化財に触れる機会の提供(歴史講座・見学会・体験学習会の開催等)、歴史学習に関するボランティアの養成、市民グループ等との連携、市民が歴史を調べ学ぶことのできる拠点施設の整備等に取り組む</li> </ul>	文化財保護啓発事業費(再掲)
			文化財収蔵庫整備事業費
			古代のくらし体験学習会事業費
	3 住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力をわかりやすくしっかりと伝えていく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や社会教育施設、市民グループ等との連携による歴史・文化に触れる学習機会や場の拡充などに取り組む</li> </ul>	歴史資料保存公開事業費(再掲)
			文化財収蔵庫維持管理事業費
			特別展事業費(再掲)
			施設維持管理事業費(資料館費)

## 尼崎市教育振興基本計画

発 行 平成25年12月

編集・発行 尼崎市教育委員会

〒660-8501

尼崎市東七松町1-23-1

電話 06-6489-6704

FAX 06-6489-6693